

2022年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

下線部分：変更箇所

2022年規定	2021年規定
第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 第1条～第4条 (略) 第5条 消火装置 - 消火系統 (略) 5. 1) 自動消火装置 (略) 参考) 2020 年国際モータースポーツ競技規則 付則 J 項 第 253 条 第 7 項：消火器 - 消火装置 BCF と NAF の使用は禁止する。 7.1) ～7.2.5) (略) 7.3) 手動消火器 7.3.1) ～7.3.5) (略) 5. 2) (略) 6) 仕 様 F I Aテクニカルリスト No.16 および <u>No.52</u> の消火システム、またはF I A国際モーター スポーツ競技規則付則 <u>J 項 253 条 7 項</u>および <u>J 項第 259 条 14 項</u>に記された消火剤および内容を装備すること。 消火装置は耐火性でなければならない、また、十分に防護されていないなければならない。消火剤の噴出ノズルは、ドライバーに直接消火剤がかかることのないように取り付けなければならない。(凍傷の危険) 第6条～第8条 (略) 第9条 ウインドシールド	第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 第1条～第4条 (略) 第5条 消火装置 - 消火系統 (略) 5. 1) 自動消火装置 (略) 参考) 2020 年国際モータースポーツ競技規則 付則 J 項 第 253 条 7.3) 手動消火器 7.3.1) ～7.3.5) (略) 5. 2) (略) 6) 仕 様 F I Aテクニカルリスト No.16 の消火システム、またはF I A国際モータースポーツ競技規則付則 J 項 第 259 条 14 項に記された消火剤および内容を装備 すること。 消火装置は耐火性でなければならない、また、十分に防護されていないなければならない。消火剤の噴出ノズルは、ドライバーに直接消火剤がかかることのないように取り付けなければならない。(凍傷の危険) 第6条～第8条 (略) 第9条 ウインドシールド

前面ガラスは合わせガラスを常に備えていなければならない。

その外側表面には、1枚あるいは複数枚の無色透明なフィルムを取り付けることができる。

上端からガラス面に沿って10cmの幅で眩惑防止処置を施すことは許される。

サイドウインドウとリアウインドウに、着色ガラスおよび/または安全フィルムを使用することができる。このような場合、車両から5m離れた人間が、ドライバーおよび車両の内部を視認できなければならない。

第10条～第11条 (略)

第12条 安全燃料タンク

12. 1) 安全燃料タンク

安全燃料タンクを使用する場合、FIA公認の安全燃料タンクの使用が義務付けられる。安全燃料タンクは約5年を経過した後に強度が急速に低下するため、ブラダーは製造者が検査し、次の2年間までの使用を保証しない限り、製造年月日から5年以上経過したものを使用してはならない。ただし、その場合でも製造年月日から7年を超えて使用してはならない。

取り付けは各車両定義の分類による改造規定に従うこと。コレクタータンクを別に装着する場合は最大容量2ℓまでとする。

安全燃料タンク本体（燃料ブラダー）が、当初から耐火／耐浸透性のケース（コンテナ）に収納されていない場合、コンテナに収納してから車体に取り付けねばならない。

コンテナは、厚さ1.0mm以上のスチール、または厚さ1.6mm以上のアルミニウム、あるいはそれらと同等以上の強度を有することを証明できる不燃／不浸透性の材質で作られており、燃料ブラダーに記載されている表示項目（製造者名、型式、製造に用いられた基準、製造年月日、製造番号）を判読できる窓または表示項目内容の証明書類を備えていなければならない。なお、ブラダーの表示項目内容の証明書類を備えられない場合に、ブラダーの表示項目を判読するためのコンテナの窓が車体により直接確認できない状態に限って、車体に穴をあけて表示項目を確認するための窓を設ける必要最小限の改造は許され

前面ガラスは合わせガラスを常に備えていなければならない。

その外側表面には、1枚あるいは複数枚の無色透明なフィルムを取り付けることができる。

上端からガラス面に沿って10cmの幅で眩惑防止処置を施すことは許される。

第10条～第11条 (略)

第12条 安全燃料タンク

12. 1) 安全燃料タンク

安全燃料タンクを使用する場合、FIA公認の安全燃料タンクの使用が義務付けられる。安全燃料タンクは約5年を経過した後に強度が急速に低下するため、ブラダーは製造者が検査し、次の2年間までの使用を保証しない限り、製造年月日から5年以上経過したものを使用してはならない。ただし、その場合でも製造年月日から7年を超えて使用してはならない。

取り付けは各車両定義の分類による改造規定に従うこと。コレクタータンクを別に装着する場合は最大容量2ℓまでとする。

安全燃料タンク本体（燃料ブラダー）が、当初から耐火／耐浸透性のケース（コンテナ）に収納されていない場合、コンテナに収納してから車体に取り付けねばならない。

コンテナは、厚さ1.0mm以上のスチール、または厚さ1.6mm以上のアルミニウム、あるいはそれらと同等以上の強度を有することを証明できる不燃／不浸透性の材質で作られており、燃料ブラダーに記載されている表示項目（製造者名、型式、製造に用いられた基準、製造年月日、製造番号）を判読できる窓または表示項目内容の証明書類を備えていなければならない。なお、ブラダーの表示項目内容の証明書類を備えられない場合に、ブラダーの表示項目を判読するためのコンテナの窓が車体により直接確認できない状態に限って、車体に穴をあけて表示項目を確認するための窓を設ける必要最小限の改造は許され

る。

摩擦や異物混入による燃料ブラダーの損傷を避けるため、コンテナと燃料ブラダーとが密接していなければならない（付属品取り付け部を除く）、コンテナの内側に突起や鋭利な箇所があってはならない。

コンテナの車体への取り付けは暫定的であってはならず、また、取り付けによりコンテナが変形するようなことがあってはならない。

安全燃料タンクは当初の位置あるいは荷物室に取り付けることが許される。N2およびJAF-GTの車両についてはホイールベース間に搭載することが推奨される。

漏出した燃料が車室内に滞留しない構造であること。また、荷物室に設置した場合、難燃性材料による隔壁を取り付けなければならない。燃料タンクの位置の変更に伴い軽量化、補強が生じてはならない。

当初の燃料タンクの移動によって生じた空間部をはめ板でふさぐことは許されるが、空気力学的効果が生じてはならない。

—難燃性材料による隔壁について：車両用不燃性FRPやゲルコート等などによる不燃系の処理がなされたFRP材は難燃性と見なす。

ただし、競技会車両検査等では目視等確認ができるものではないので、当該コート材に関する説明を求められた際に提示ができるような資料を予め準備する必要がある。

安全燃料タンクへの隔壁設置について、少なくとも安全燃料タンクとフィルターホース、配管の全てをカバーするものであれば、隔壁そのものを全面形成する必要はない。

給油口の位置、寸法ならびに給油口のキャップは車体の表面を超えて突出することなく、また、車内に燃料が漏れて流出することが防止されるならば変更してもよい。この給油口は窓枠に位置してもよい。燃料の給油口には、燃料供給ホースに適合する漏出防止カップリングが取り付けられていること。ただし、レース競技中に燃料補給を行わない車両については適用が除外される（第3章“公認車両および登録車両に関する一般規定”10.3）、参照）

いかなる場合にも、結果的に燃料がこぼれても、燃料が排気管の上に落ちることはない位置になければならない。排気管出口の最後点を通る垂直線から少なくとも後方 300mm に位置（後部出口の場合には適用されない）にあることが推奨される。

る。

摩擦や異物混入による燃料ブラダーの損傷を避けるため、コンテナと燃料ブラダーとが密接していなければならない（付属品取り付け部を除く）、コンテナの内側に突起や鋭利な箇所があってはならない。

コンテナの車体への取り付けは暫定的であってはならず、また、取り付けによりコンテナが変形するようなことがあってはならない。

安全燃料タンクは当初の位置あるいは荷物室に取り付けることが許される。N2およびJAF-GTの車両についてはホイールベース間に搭載することが推奨される。

漏出した燃料が車室内に滞留しない構造であること。また、荷物室に設置した場合、難燃性材料による隔壁を取り付けなければならない。燃料タンクの位置の変更に伴い軽量化、補強が生じてはならない。

当初の燃料タンクの移動によって生じた空間部をはめ板でふさぐことは許されるが、空気力学的効果が生じてはならない。

—難燃性材料による隔壁について：車両用不燃性FRPやゲルコート等などによる不燃系の処理がなされたFRP材は難燃性と見なす。

ただし、競技会車両検査等では目視等確認ができるものではないので、当該コート材に関する説明を求められた際に提示ができるような資料を予め準備する必要がある。

安全燃料タンクへの隔壁設置について、少なくとも安全燃料タンクとフィルターホース、配管の全てをカバーするものであれば、隔壁そのものを全面形成する必要はない。

給油口の位置、寸法ならびに給油口のキャップは車体の表面を超えて突出することなく、また、車内に燃料が漏れて流出することが防止されるならば変更してもよい。この給油口は窓枠に位置してもよい。燃料の給油口には、燃料供給ホースに適合する漏出防止カップリングが取り付けられていること。ただし、レース競技中に燃料補給を行わない車両については適用が除外される（第3章“公認車両および登録車両に関する一般規定”10.3）、参照）

12. 2) ~ 12. 4) (略) 第13条~第21条 (略) 第22条 ネット 下記仕様に従ったネットをロールケージに取り付けて使用することを推奨する。 帯の最小幅：19mm 網目の最小寸法：25×25mm 網目の最大寸法：60×60mm 範囲：ステアリングホイール中心より後方のフロントサイドウィンドウを覆うものとする <u>F I A規格 8863-2013 (テクニカルリスト No.48) に記載しているもの等。</u> 以上	12. 2) ~ 12. 4) (略) 第13条~第21条 (略) 第22条 ネット 下記仕様に従ったネットをロールケージに取り付けて使用することを推奨する。 帯の最小幅：19mm 網目の最小寸法：25×25mm 網目の最大寸法：60×60mm 範囲：ステアリングホイール中心より後方のフロントサイドウィンドウを覆うものとする 以上
--	---

2022年規定	2021年規定
第9章 フォーミュラ4 (F4) 第1条～第10条 (略) 第11条 安全装置 11. 1) ～11. 8) (略) 11. 9) 安全構造 11. 9. 1) ～11. 9. 2) (略) 11. 9. 3) ロール構造体 1) (略) 2) すべての車両は少なくとも2つのロール構造体を装備しなければならない。チタニウム材の使用は禁止される。サバイバルセルがカーボン／アラミド繊維製でロール構造体が一体の場合、カーボン／アラミド繊維の使用は認められる。 第2ロール構造体は、ステアリングホイールの前方にあり、ステアリングホイールの前方 250mm 以上にあってはならず、また少なくともステアリングホイールの頂点と同じ高さでなければならない。 主要ロール構造体は、第2ロール構造体の後方 500mm 以上離れていなければならない。ドライバーが通常に車両に着座し、ヘルメットをかぶり、シートベルトを締めた状態のとき、そのドライバーのヘルメットは、第2ロール構造体の頂点と主要ロール構造体の頂点を結ぶ線を超えてはならない。 座席の背部にある主要ロール構造体は、車両の縦方向の中心線に対し左右対称であり、また次の項目に合致しなければならない。 - 高さはコクピット底面から垂直に測定し、ロール構造体の頂点までの間が 少なくとも 950mm なければならない。 <u>但し、11.9.1)「サバイバルセル」4) 基づき FIA の承認を受けているサバイバルセルまたは製造後 10 年を経過し JAF にその使用を申請し承認されたサバイバルセルを使用する場合は、ロール構造体最低寸法 950mm の規則適用を免除する。</u>	第9章 フォーミュラ4 (F4) 第1条～第10条 (略) 第11条 安全装置 11. 1) ～11. 8) (略) 11. 9) 安全構造 11. 9. 1) ～11. 9. 2) (略) 11. 9. 3) ロール構造体 1) (略) 2) すべての車両は少なくとも2つのロール構造体を装備しなければならない。チタニウム材の使用は禁止される。サバイバルセルがカーボン／アラミド繊維製でロール構造体が一体の場合、カーボン／アラミド繊維の使用は認められる。 第2ロール構造体は、ステアリングホイールの前方にあり、ステアリングホイールの前方 250mm 以上にあってはならず、また少なくともステアリングホイールの頂点と同じ高さでなければならない。 主要ロール構造体は、第2ロール構造体の後方 500mm 以上離れていなければならない。ドライバーが通常に車両に着座し、ヘルメットをかぶり、シートベルトを締めた状態のとき、そのドライバーのヘルメットは、第2ロール構造体の頂点と主要ロール構造体の頂点を結ぶ線を超えてはならない。 座席の背部にある主要ロール構造体は、車両の縦方向の中心線に対し左右対称であり、また次の項目に合致しなければならない。 - 高さはコクピット底面から垂直に測定し、ロール構造体の頂点までの間が 少なくとも 950mm なければならない。

- ロール構造体の頂点は、通常の運転姿勢におけるドライバーのヘルメットから少なくとも 50mm 上方になければならない。 - 主要ロール構造体の上部より 50mm 低いところを通る水平面上に構成された主要ロール構造体の垂直投影面積は少なくとも 10,000mm² なければならない。 1 1 . 1 0) (略) 第 1 2 条 燃 料 (略) 以上	- ロール構造体の頂点は、通常の運転姿勢におけるドライバーのヘルメットから少なくとも 50mm 上方になければならない。 - 主要ロール構造体の上部より 50mm 低いところを通る水平面上に構成された主要ロール構造体の垂直投影面積は少なくとも 10,000mm² なければならない。 1 1 . 1 0) (略) 第 1 2 条 燃 料 (略) 以上
--	--

2022年規定	2021年規定
第10章 スーパーフォーミュラー・ライツ（SFL）	第10章 スーパーフォーミュラー・ライツ（SFL）
第1条～第9条 （略）	第1条～第9条 （略）
第10条 制動装置	第10条 制動装置
10. 1）制動回路 （略）	10. 1）制動回路 （略）
10. 2 ）ブレーキディスクとブレーキパッド	10. 2 ）ブレーキディスクとブレーキパッド
10. 2. 1）すべてのブレーキディスクは鉄製でなければならない。	10. 2. 1 ）すべてのブレーキディスクは鉄製でなければならない。
10. 2. 2）ブレーキディスクは穴を開けてはならない。 <u>更にソリッドディスクは新品時点で、少なくとも厚さ9.5mm、ベンチレーテッドディスクは新品時点で少なくとも厚さが15.0mm なければならない。</u>	10. 2. 2 ）ブレーキディスクは穴を開けてはならず、 <u>片面に最大4本の溝をきること。</u> 更にソリッドディスクは新品時点で、少なくとも厚さ9.5mm、ベンチレーテッドディスクは新品時点で少なくとも厚さが15.0mm なければならない。
10. 2. 3）ブレーキディスクの重量は1,900g 以上でなければならない。コンプリートであるが、使用されたブレーキディスクアッセンブリーの重量は 2,300g 以上でなければならない。	10. 2. 3 ）ブレーキディスクの重量は1,900g 以上でなければならない。コンプリートであるが、使用されたブレーキディスクアッセンブリーの重量は 2,300g 以上でなければならない。
10. 2. 4）ブレーキディスクとブレーキパッドは、車両規則運用要項記載のもののみ使用できる。	10. 2. 4 ）ブレーキディスクとブレーキパッドは、車両規則運用要項記載のもののみ使用できる。
10. 3）～10. 7） （略）	10. 3）～10. 7） （略）
第11条～第18条 （略）	第11条～第18条 （略）
以上	以上